

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

- 当省の照会
規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、現在、検定対象機械器具等に指定されている「消防用ホース」、「差込式又はねじ式の結合金具」及び「漏電火災警報器」の1年間当たりの検定件数が分かれば、御教示下さい。
- 総務省の説明
平成23年度の個別検定申請数は、
「消防用ホース」：481,098個
「差込式又はねじ式の結合金具」：884,773個
「漏電火災警報器」：67,461個
となっている。（平成24年版消防白書）

《代替案の設定に係る参考情報》

- 当省の照会
代替案について評価書では「特になし」と記載しているところ、本件規制の代替案として、「住宅用防災警報器」を自主表示対象機械器具等へ追加する案や、「エアゾール式簡易消火具」を検定対象機械器具等へ追加する案等が想定されますが、これらの代替案が評価の比較対象として採用されない理由を御教示下さい。
- 総務省の説明
一定の形状や性能等を有していなければ火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれがあるもののうち、そのような形状等を有することについてあらかじめ検査・確認をしておく必要があると認められるものについては、検定を行うこととされており、必ずしもあらかじめ検査・確認をしておく必要がないものについては、自主表示を行うこととされている。（検定対象機械器具等の定義については消防法第21条の2第1項、自主表示対象機械器具等の定義については消防法第21条の16の2参照）
「住宅用防災警報器」については、定期的な点検は可能であるものの、電子機器で構造が複雑であることもあり、定期的な点検及び検査等では、一定の形状等を有することを十分に確認することができないことから、あらかじめ検査・確認しておく必要があり、検定対象としている。
一方で、「エアゾール式簡易消火具」については、一定の形状や性能等を有していなければ火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれがあるものであるが、日常的な点検でその性能を十分に確認することが可能であることから、あらかじめ検査・確認しておくことまでは要しないため、自主表示対象とするものである。

《総務省の補足説明》

- ① 行政費用
販売業者等に対する制度改正の周知・徹底については、主に関係法人に行っていただくことを想定している。